

青森県人事行政の概要

平成23年9月

青森県総務部人事課

< 目 次 >

第1部 青森県人事行政の運営状況の概要	1
I 任用の状況	1
1 定数	1
(1) 職員数の状況	1
(2) 定員適正化計画の状況	2
2 採用	4
(1) 新規採用の状況	4
(2) 障害者の採用状況	5
(3) 任期付職員の採用状況	5
3 退職	6
(1) 退職者の状況	6
(2) 再任用の状況	6
II 給与の状況	7
1 総括	7
(1) 人件費の状況（普通会計決算）	7
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）	7
(3) 特記事項	7
(4) ラスパイレス指数の状況	8
(5) 給与改定の状況	8
2 一般行政職給料表の状況	8
3 職員の平均給与月額、初任給等の状況	9
(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	9
(2) 職員の初任給の状況	10
(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	10
4 一般行政職の級別職員数等の状況	11
(1) 一般行政職の級別職員数の状況	11
(2) 昇給への勤務成績の反映状況	11
5 職員の手当の状況	12
(1) 期末手当・勤勉手当	12
(2) 退職手当	12
(3) 地域手当	13
(4) 特殊勤務手当	14
(5) 時間外勤務手当	23
(6) その他の手当	24

6	特別職の報酬等の状況	26
7	公営企業職員の状況	27
	(1) 工業用水事業	27
	(2) 病院事業	30
Ⅲ	勤務時間その他の勤務条件の状況	37
1	勤務時間の状況	37
	(1) 通常の勤務時間	37
	(2) 早出遅出勤務	37
	(3) 時差出勤	38
2	休暇	39
	(1) 年次休暇の取得状況	39
	(2) 病気休暇の取得状況	39
	(3) 特別休暇の取得状況	40
	(4) 介護休暇の取得状況	41
3	育児休業等の取得状況	42
	(1) 育児休業の取得状況	42
	(2) 部分休業の取得状況	43
	(3) 育児短時間勤務の取得状況	43
4	修学部分休業の取得状況	44
5	高齢者部分休業の取得状況	44
6	自己啓発等休業の取得状況	45
Ⅳ	分限及び懲戒の状況	47
1	分限処分の状況	47
2	懲戒処分の状況	48
Ⅴ	サービスの状況	49
1	職務専念義務の免除を認めている例の概要	49
2	営利企業等の従事制限の許可基準及び許可状況	50
Ⅵ	研修及び勤務成績の評定の状況	51
1	研修の実施状況	51
2	勤務成績の評定の実施状況	52
Ⅶ	福祉及び利益の保護の状況	53
1	セクシュアルハラスメントの防止対策	53
2	定期健康診断の実施状況	54
3	職員互助団体への補助の状況	55

第2部 青森県人事委員会の業務の状況

1	競争試験及び選考の状況	1
2	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	5
3	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	6
4	不利益処分に関する不服申立ての状況	6

※ 本概要における対象職員について

① 本概要でいう「職員」とは、別に指定がない限り、一般職に属する職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）を指します。

② 職員については、任命権者の違いにより、次のいずれかの部局等に属しています。

知事部局、県土整備部（公営企業）、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関、警察

③ 職員数のとらえ方の違いにより、任用、給与、休暇等の各項目における職員数は一致しません。

第1部 青森県人事行政の運営状況の概要

I 任用の状況

1 定数

(1) 職員数の状況

部門別職員数の状況及び前年度からの主な増減理由は、次のとおりです。

区 分		職員数 (人)			主 な 増 減 理 由
		H22.4.1 A	H23.4.1 B	増減 B-A	
一般行政部門	議 会	24	23	▲1	議会事務体制の見直し
	総務企画	722	694	▲28	鉄道管理事務所の廃止など
	税 務	201	191	▲10	納税管理業務体制の見直しなど
	民 生	484	473	▲11	福祉業務体制の見直しなど
	衛 生	522	511	▲11	保健衛生業務体制の見直しなど
	労 働	100	100	0	
	農林水産	1,268	1,218	▲50	農業普及指導業務体制の見直しなど
	商 工	178	183	5	観光情報発信業務等の強化など
	土 木	644	625	▲19	河川・道路業務体制の見直しなど
	小 計	4,143	4,018	▲125	
特別行政部門	教 育	12,906	12,724	▲182	児童生徒数の減少による教員の減員など
	警 察	2,602	2,596	▲6	再任用短時間勤務職員への切替など
	小 計	15,508	15,320	▲188	
普通会計 計		19,651	19,338	▲313	
公営企業等会計部門	病 院	999	1,000	1	患者相談支援業務体制の強化など
	下水道	6	6	0	
	その他	23	23	0	
	小 計	1,028	1,029	1	
合 計		20,679	20,367	▲312	

(注) 1 職員数には、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含む。

2 職員数のとらえ方の違いにより、次ページの定員適正化計画における職員数とは一致しない。

(2) 定員適正化計画の状況

簡素で効率的かつ効果的な行財政運営システムを確立するため、数値目標を設定し、組織機構の簡素・効率化、民間委託の徹底、事務処理の効率化及び事務事業の見直しなどにより積極的に定員の適正化を進めることとしています。

部門別の計画の内容及びこれまでの実績は、次のとおりです。

【一般行政部門の適正化】

○対象・・・一般行政部門（教育、警察、病院及び公営企業を除く部門）

年度 人数（人）		H21	H22	H23	H24	H25	計
		計画	職員数	4,325	4,212	4,110	4,036
	適正化数	▲113	▲102	▲74	▲51	—	▲340
実績	職員数	4,325	4,165	4,035	—	—	—
	適正化数	▲160	▲130	—	—	—	▲290

※再任用短時間勤務職員を除く。

【教育部門の適正化】

○対象・・・教育庁及び学校以外の教育機関

年度 人数（人）		H21	H22	H23	H24	H25	計
		計画	職員数	528	533	534	511
	適正化数	5	1	▲23	▲27	—	▲44
実績	職員数	528	533	528	—	—	—
	適正化数	5	▲5	—	—	—	0

※再任用短時間勤務職員を除く。

○対象・・・県立高等学校の教職員のうち、県費単独措置の職員

年度 人数（人）		H21	H22	H23	H24	H25	計
		計画	職員数	269	256	254	242
	適正化数	▲13	▲2	▲12	▲7	—	▲34
実績	職員数	269	255	250	—	—	—
	適正化数	▲14	▲5	—	—	—	▲19

※専攻科の教諭等を除く。

【警察部門の適正化】

○対象…警察部門の一般職員

年度 人数（人）		H21	H22	H23	H24	H25	計
		計画	職員数	386	383	382	380
適正化数	▲3		▲1	▲2	0	—	▲6
実績	職員数	386	383	382	—	—	—
	適正化数	▲3	▲1	—	—	—	▲4

※再任用短時間勤務職員を除く。

2 採用

(1) 新規採用の状況

職員の新規採用は、公平性・公正性の観点から競争試験によることを原則としており、上級試験（大学卒業程度）、中級試験（短期大学卒業程度）、初級試験（高等学校卒業程度）及び警察官採用試験を実施しています。

ただし、特別な専門知識を必要とするなど競争試験により難しい場合については、選考による新規採用を行っています。

新規採用の状況は、次のとおりです。

区 分		平成 22 年度中の 新採用者数（人）	H23. 4. 1 付けの 新採用者数（人）
競争試験 合計		238	197
内 訳	上 級 計	85	87
	行政	48	56
	警察行政	10	7
	化学	4	4
	薬学	6	4
	農学	2	4
	畜産	1	1
	林業	3	1
	水産	1	2
	総合土木	7	7
	農芸化学	1	0
	建築	1	1
	心理	1	0
中 級 計		3	3
	栄養士	3	3
初 級 計		41	38
内 訳	一般事務	9	8
	教育事務	18	23
	警察事務	13	7
	総合土木	1	0
警察官 計		109	69
内 訳	警察官 A（大学卒業程度）	75	39
	警察官 B（高等学校卒業程度）	34	30

選考採用	合計	256	225
内訳	教員	181	197
	獣医師	12	6
	看護師	36	8
	身体障害者	3	2
	その他	24	12

(注) 国や他の自治体からの採用者、病院の医師など、新規採用とは異なる採用者は含まれていない。

(2) 障害者の採用状況

障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」によりすべての事業主は進んで雇入れに努めなければならないこととされています。

県においても身体障害者を対象とした選考試験を平成8年度から実施しており、平成23年4月1日までに46人の職員を新規採用しています。

この結果、平成22年6月1日時点で、知事部局では74人の障害者を任用し障害者雇用率は2.51%（法定雇用率2.10%）、同じく病院局では11人の障害者を任用し障害者雇用率は3.02%（法定雇用率2.10%）、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関では97人（この人数には、県費負担教職員を含めています。）の障害者を任用し障害者雇用率は1.47%（法定雇用率2.00%）、警察では9人の障害者を任用し障害者雇用率は2.43%（法定雇用率2.10%）という状況となっています。

- (注) 1 法定雇用率：「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められた障害者雇用率
 2 県費負担教職員：県が給料等を負担する市町村立の小学校、中学校等の教職員

(3) 任期付職員の採用状況

高度で専門的な知識経験を備えた人材採用の円滑化、期間が限定された専門業務への効率的な対応、あるいは試験研究機関における研究活動の活性化などを図るため、任期を定めた職員の採用を行っており、これまで専門的な業務などに従事する一般行政職を9人、試験研究に従事する研究職を6人採用しています。

なお、平成23年4月1日現在では、一般行政職で1人を任用しています。

3 退職

(1) 退職者の状況

職員の退職には、定年に達した職員が退職する定年退職と、それ以外の退職（本人の自発的な意志に基づき退職する普通退職や再任用職員の任期満了による退職など）があります。

平成 22 年度中の退職者の状況は、次のとおりです。

区 分		知 事 部局等	病院局	教育庁 等	警 察	計
退職者数 (人)		270	78	477	157	982
内 訳	定年退職者	189	10	307	88	594
	普通退職者など	81	68	170	69	388

(注) 1 「知事部局等」とは、知事部局のほか、病院事業管理者、教育委員会及び警察本部長を除く任命権者の事務局（各種委員会等の事務局）を指す。

2 「教育庁等」とは、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を指し、この区分には、県費負担教職員（県が給料等を負担する市町村立の小学校、中学校等の教職員）を含めている。（以下同じ。）

(2) 再任用の状況

高齢者が長年培った知識経験を活用するとともに、60 歳代前半の生活を雇用と年金の連携により支えていくことを目的として、定年退職した職員を再雇用する再任用制度を導入しています。

その任用状況は、次のとおりです。

区 分	H22. 4. 1 時点の任用総数					H23. 4. 1 時点の任用総数					
	知 事 部局等	病院局	教育庁 等	警 察	計	知 事 部局等	病院局	教育庁 等	警 察	計	
再任用者 数 (人)	190	3	77	40	310	239	3	103	61	406	
内 訳	フルタイム 勤務	13	2	73	1	89	16	2	98	2	118
	短時間 勤務	177	1	4	39	221	223	1	5	59	288

(注) 「短時間勤務」とは、1 週当たり 19 時間 22 分 30 秒（警察にあつては、1 週当たり 19 時間 22 分 30 秒又は 31 時間）の勤務を指す。

II 給与の状況

職員の給与の概要については、次のとおりです。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 1,395,886	千円 727,316,129	千円 2,957,736	千円 192,084,108	% 26.4	% 26.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	人 19,650	千円 88,959,883	千円 15,757,381	千円 31,490,101	千円 136,207,365	千円 6,932

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

給与の削減について

県では、行財政改革の取組の一環として、職員（特別職を含む。）の給与を削減しています。

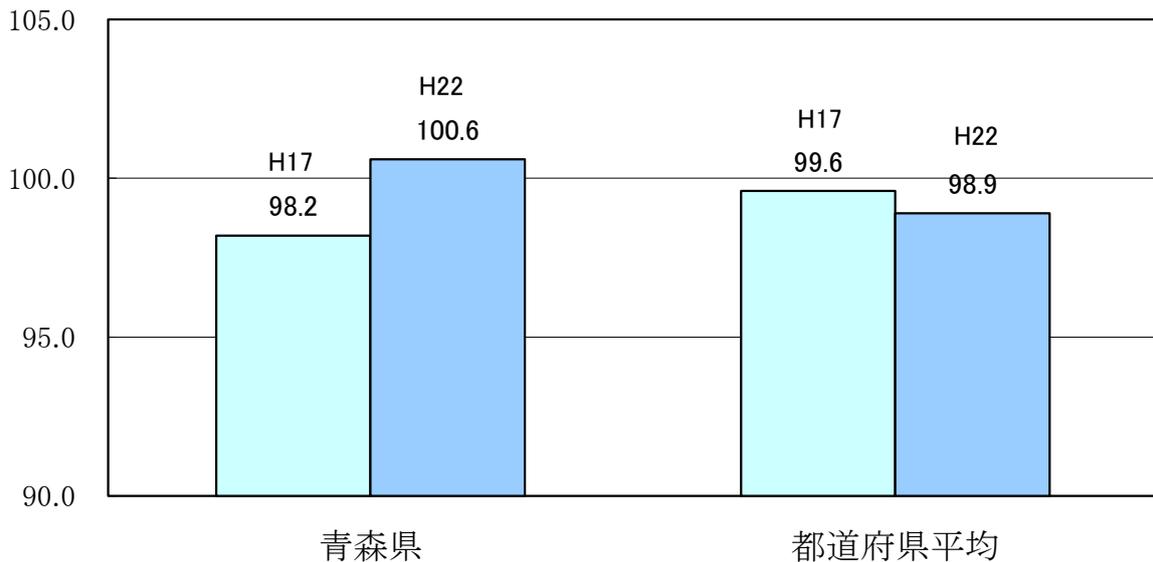
【一般職】

区 分	削減の内容	削減する期間
管理職の職員	給料の5～3%削減	平成21年4月から24年3月まで

【特別職】

区 分	削減の内容	削減する期間
知事	給料及び期末手当の20%削減	平成21年4月から24年3月まで
副知事	給料及び期末手当の10%削減	平成21年4月から24年3月まで
病院事業管理者	給料及び期末手当の10%削減	平成21年4月から24年3月まで
代表監査委員及び教育長	給料及び期末手当の10%削減	平成21年4月から24年3月まで
議長	議員報酬の5%削減	平成21年4月から24年3月まで
副議長	議員報酬の4%削減	平成21年4月から24年3月まで
議員	議員報酬の3%削減	平成21年4月から24年3月まで

(4) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(5) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)	
22年度	円 386,590	円 386,975	△ 385 (0.10%)	% △0.10	% △0.10

(参考) 国の改定率
% △0.19

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)	
22年度	月 3.93	月 4.10	月 △ 0.17	月 △0.15	月 3.95

(参考) 国の年間 支給月数
月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況 (平成23年4月1日)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400	480,500	540,300	572,900

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
青森県	43.8 歳	343,100 円	414,677 円	376,400 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
青森県	47.3 歳	466 人	310,200 円	347,827 円	333,779 円
うち用務員	46.9 歳	115 人	298,900 円	334,670 円	321,851 円
うち自動車運転手	45.3 歳	99 人	305,400 円	353,131 円	333,361 円
うち守衛	43.2 歳	3 人	304,800 円	335,400 円	322,200 円

③ 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
青森県	45.3 歳	384,800 円	428,853 円

④ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
青森県	45.2 歳	388,300 円	426,826 円

⑤ 警 察 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
青森県	40.8 歳	331,400 円	459,877 円	367,322 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (23年4月1日現在)

区 分		青 森 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	—
	中 学 卒	125,400 円	—
高等学校 教 育 職	大 学 卒	192,800 円	—
	高 校 卒	—	—
小・中学校 教 育 職	大 学 卒	192,800 円	—
	高 校 卒	—	—
警 察 職	大 学 卒	187,500 円	200,000 円
	高 校 卒	158,100 円	158,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (23年4月1日現在)

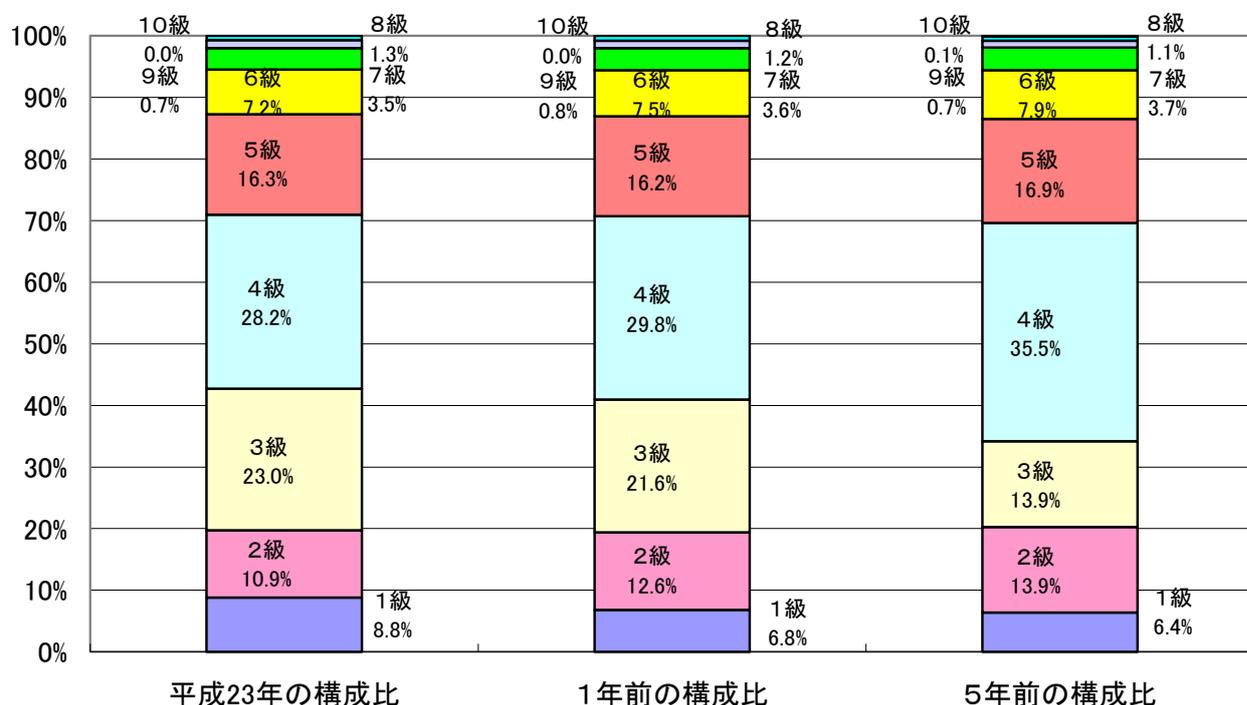
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	261,865 円	313,262 円	366,224 円
	高 校 卒	215,089 円	259,456 円	316,674 円
技能労務職	高 校 卒	207,500 円	247,327 円	273,658 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円
高等学校 教 育 職	大 学 卒	288,246 円	340,139 円	381,732 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
小・中学校 教 育 職	大 学 卒	290,916 円	344,268 円	377,298 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
警 察 職	大 学 卒	273,995 円	310,400 円	362,543 円
	高 校 卒	248,840 円	290,956 円	329,536 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	391人	8.8%
2 級	主事、技師	482人	10.9%
3 級	主査、係長	1,017人	23.0%
4 級	主幹	1,248人	28.2%
5 級	総括主幹	722人	16.3%
6 級	副参事	318人	7.2%
7 級	課長	157人	3.5%
8 級	次長	56人	1.3%
9 級	部長	32人	0.7%
10 級		0人	0.0%

- (注) 1 青森県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年度から全職員を対象とした能力・業績に基づく人事評価を実施しています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

青 森 県	国
1人当たり平均支給額 (22年度) 1,622 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5 ~ 20% ・ 管理職加算 10 ~ 25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5 ~ 20% ・ 管理職加算 10 ~ 25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

平成18年度から全職員を対象とした能力・業績に基づく人事評価を実施している。

(2) 退職手当 (23年4月1日現在)

青 森 県	国
・基本額 (支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 ・調整額 職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額 (月額0円~79,200円) その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2% ~ 30%加算) (退職時特別昇給 制度なし) 1人当たり平均支給額 自己都合 6,618 千円 勸奨・定年 27,165 千円	・基本額 (支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 ・調整額 職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額 (月額0円~79,200円) その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2% ~ 20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (23年4月1日現在)

支給実績 (22年度決算)		45,841 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)		716,266 千円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度 (支給率)
東京都特別区	30 人	18 %	18 %
大阪市	4 人	15 %	15 %
医師	13 人	15 %	15 %
名古屋市	4 人	12 %	12 %
福岡市	3 人	10 %	10 %
仙台市	1 人	6 %	6 %
札幌市	1 人	3 %	3 %
平均支給率		13 %	13 %

(注) 「国の制度 (支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し、国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4) 特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給実績 (22年度決算)		1,202,732 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)		137,518 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (22年度)		44.5 %	
手当の種類 (手当数)		19	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
県税事務手当	税務課又は地域県民局の県税部に勤務する職員	出張して納税義務者等(国及び地方公共団体等を除く。)と直接接して行う県税の調査、検査、徴収、滞納処分又は犯則取締に関する業務	日額 600円
感染症等防疫作業手当	本務として防疫作業に従事する職員のほか、これと同一の場所、時期、条件等において防疫作業に従事するその他の職員	(1)感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合における、感染症患者等の救護又は感染症の病原体の付着する物件等の処理作業 (2)家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合における、家畜伝染病の病菌を有する家畜等に対する防疫作業	日額 300円
福祉業務手当	(1)福祉事務所において現業を行う所員及び指導監督を行う所員 (2)児童相談所に勤務する次の職員 ①児童福祉司 ②児童指導員及び保育士 ③判定業務に従事する者であつて、児童福祉法第12条の3第2項第1号又は第2号に該当する者若しくは2年以上判定業務に従事した経験を有する者 ④次長及び課長 ⑤①～④以外の職員 (3)女性相談所において売春防止法又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の規定による事務を行う職員 (4)あすなろ医療療育センター及びさわらび医療療育センターに勤務する児童指導員、保育士及び看護助手 (5)子ども自立センターみらいに勤務する児童の教育及び指導に直接従事することを本務とする職員 (6)右の(11)の業務に従事する職員	(1)生活保護法の規定により要保護者、被保護者又はその扶養義務者を訪問し面接して行う指導、相談、調査の業務又は児童福祉法の規定により援護若しくは育成の措置を要する者等を訪問して行う指導、相談、調査の業務 (2)要保護児童の相談、調査、指導及び措置の業務 (3)児童の一時保護に関する業務 (4)児童の心理判定に関する業務 (5)援護又は育成の措置を必要とする者等を訪問して行う指導、相談又は調査の業務 (6)要保護児童と直接接見して行う相談、調査又は指導の業務 (7)売春防止法に基づく一時保護に係る要保護女子又は配偶者暴力防止法に基づく一時保護に係る被害者の付添業務として女性相談所以外の場所において行う指導、援助等の業務 (8)入所者の生活指導等の業務 (9)看護補助業務 (10)児童と起居を共にして行う自立支援又は生活支援の業務 (11)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の第1項の規定により精神障害者を移送する業務	(1)左記(2)～(4)、(8)(9)の業務に従事することを常例とする職員 月額 12,600円 (再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等 日額600円) (2)左記(10)の業務に従事することを常例とする職員 月額 18,900円 (再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等 日額900円) (3)上記(1)及び(2)以外の職員のうち、左記(1)～(6)、(8)(10)(11)の業務に従事した職員 日額 600円 (4)上記(1)及び(2)以外の職員のうち左記(7)の業務に従事した職員 日額 300円
職業訓練指導員手当	職業能力開発校又は障害者職業能力開発校に勤務する職業訓練指導員(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)	職業訓練	月額18,900円 (再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等 日額900円)

診療手当	地域県民局の地域健康福祉部、環境保健センター、精神保健福祉センター、あすなる医療療育センター及びさわらび医療療育センターにおいて医師又は歯科医師として医療に従事する職員	医療	支給額＝基準額＋加算額 基準額 32,000～80,000円 加算額 あすなる医療療育センター所長、さわらび医療療育センター所長が、救急患者又は入院患者の病状の急変等により、正規の勤務時間外に出勤し、当該患者の診療に従事した場合の勤務1回につき1,620円として計算した額
危険作業手当	工業振興課、地域県民局の地域農林水産部及び地域整備部、空港管理事務所に勤務する職員	(1)地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所における作業 (2)坑内における作業 (3)11月から翌年4月までの期間内において、滑走路の摩擦係数を測定する作業	日額 300円
衛生検査手当	(1)地域県民局の地域健康福祉部、保健所又は食肉衛生検査所に勤務する職員(食肉衛生検査手当を受ける者を除く。) (2)環境保健センター又は原子力センターに勤務し、研究職給料表の適用を受ける職員又は東青地域県民局の地域農林水産部に勤務し、医療職給料表(二)の適用を受ける職員以外の職員	(1)寄生虫若しくは寄生虫卵又は結核菌その他の病原体の検索又は調査の作業 (2)健康を害するおそれのある有害ガスの発生を伴う化学的検査の作業	(1)(1)又は(2)の作業に従事することを常例とする職員 月額 6,300円 (再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等 日額300円) (2)(1)又は(2)の作業に従事することを常例としない職員 日額 300円
夜間看護手当	あすなる医療療育センター又はさわらび医療療育センターの病棟に勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間)において行われる看護等の業務	勤務1回につき 1,600円
放射線取扱手当	地域県民局、保健所、あすなる医療療育センター、さわらび医療療育センターに勤務する診療放射線技師又は診療エックス線技師	月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが医療法施行規則第30条の18第2項に定める測定(同項第1号ただし書によるものを除く。)により認められた場合	支給要件に該当することとなった月1月につき 6,300円
食肉衛生検査手当	食肉衛生検査所に勤務する職員	獣畜のと殺若しくは解体の検査又は食鳥検査の業務	(1)左記の業務に従事することを常例とする職員 月額 18,900円 (再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等 日額900円) (2)(1)以外の職員が左記の業務に従事した場合 日額 900円 (月額の衛生検査手当の支給を受ける職員については600円)
狂犬病予防等作業手当	(1)狂犬病予防員等である職員 (2)動物愛護センターに勤務する職員	(1)左記(1)の職員が行う、狂犬病予防法等の規定による犬の捕獲、犬又はねこの処分等の作業 (2)左記(2)の職員が行う、犬若しくはねこの捕獲(引取のための捕獲を含む。)若しくは収容又は取容した犬若しくはねこの殺処分の作業	日額 300円
病害虫防除手当	病害虫防除所に勤務する職員	植物防疫法第32条第4項に規定する事務のうち、有害動物又は有害植物の発生を予察するための現地調査	日額 300円

家畜診療手当	地域県民局の地域農林水産部家畜保健衛生所に勤務する獣医師の資格を有する職員	家畜の診療、家畜の病性の検査若しくは鑑定又は家畜伝染病の予防若しくは防疫に関する業務	月額 12,600円 (再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等 日額600円)
用地買収交渉等手当	農村整備課、監理課、地域県民局の地域農林水産部及び地域整備部又は学校施設課に勤務する職員	用地買収又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務(国、地方公共団体等との交渉を除く。)	日額 300円
犯則取締等手当	(1) 医療業務課に勤務する職員 (2) 水産振興課に勤務する職員 (3) 病害虫病除所に勤務する職員	(1) 左記(1)の職員が行う、麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項に規定する職務で、司法警察員として行う職務のうち捜査(事務的作業を除く。)又は被疑者の逮捕 (2) 左記(2)の職員が、漁業関係法規違反の疑いのある船舶について海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検挙の業務又はこれらの船舶の追跡の業務 (3) 左記(3)の職員が行う農薬取締法第13条の規定による立入検査の業務で、検査の妨害を行う者や度重なる指導によっても違反状態を改善しない者等への立入検査の業務その他職員の心身に著しい負担を与えるものと人事委員会が認める業務	日額 600円
公害等調査手当	(1) 環境政策課、原子力安全対策課又は県境再生対策室に勤務する職員 (2) 地域県民局の地域連携部、環境保健センター又は原子力センターに勤務する職員で、月額の衛生検査手当を受ける者以外の職員	(1) 左記(1)及び(2)の職員が行う、出張して行っばい煙、ふんじん、ガス、臭気、水質、汚水、廃液、騒音、振動、土壌等の検査若しくは測定又は公害防止施設の整備に関する工場等における技術指導の業務 (2) 左記(2)のうち地域県民局の地域連携部の職員が検査室において行う、健康を害する恐れのある有害ガスの発生を伴う化学的検査の業務 (3) 環境政策課、県境再生対策室又は地域県民局の地域連携部の職員が行う、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による立入検査の業務のうち、帳簿書類の検査以外の業務	日額 300円
実習指導手当	(1) 消防学校に勤務する職員 (2) 宮農大に勤務する職員のうち、校長、教頭及び総務課の職員以外の職員	(1) 左記(1)の職員が、地上10メートル以上の高所において救助又は消火活動の訓練に従事する業務 (2) 左記(2)の職員が、機械・器具等を使用して実技を通して農業に関する実習に従事する業務で、次に掲げる業務以外の業務に従事したとき ①講義室又は実験室で行う業務 ② 正規の勤務時間外に行う動物の飼育又は機械、器具等の維持及び管理の業務 ③ 監督業務又は引率業務	(1) (1)の業務に従事する職員 日額 300円 (2) (2)の業務に従事することを常例とする職員 月額 6,300円 (再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等 日額300円) (3) (2)の業務に従事することを常例としない職員 日額 300円

<p>実習指導補助手当</p>	<p>宮農高等学校に勤務する職員(総務課の職員を除く。)</p>	<p>実習指導手当の支給対象業務の補助業務</p>	<p>日額 300円</p>
<p>災害応急作業等手当</p>	<p>(1) 地域県民局の地域農林水産部及び地域整備部又は空港管理事務所に勤務する職員 (2) 工業振興課に勤務する職員 (3) 右記(3)の業務に従事する職員</p>	<p>(1)左記(1)の職員が、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある河川等において行う、巡回監視、応急作業又は応急作業のための災害状況の調査 (2) 左記(2)の職員が、火薬類又は高圧ガスによる災害が発生した場合において、災害の現場に赴いて行う火薬類取締法第43条第1項又は高圧ガス保安法第62条第1項の規定に基づく立入検査(帳簿書類だけの検査の場合は除く。)の業務 (3) 回転翼航空機に搭乗して行う次に掲げる業務 ①災害対策業務 ②傷病者の緊急搬送 ③①及び②に掲げる業務のほか、人事委員会が別に定める業務</p>	<p>(1)の作業 ① 巡回監視 日額 300円 (作業が日没時から日出時までの間において行われた場合は、600円) ② 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査 日額 600円 (作業が日没時から日出時までの間において行われた場合は、900円) (2)の作業 日額 300円 (3)の作業 搭乗時間1時間につき1,900円 (飛行中の回転翼航空機から降下して行う業務又はその補助業務に従事した場合は、搭乗時間1時間につき2,470円)</p>

学校職員の特殊勤務手当

職員の特殊勤務手当に関する条例 (昭和26年7月17日青森県条例第39号)第18条第1項に掲げる号	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
第1号(教員特殊業務手当)	教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び再任用短時間勤務職員に限る。)、寄宿舎指導員又は実習助手で、その属する職務の級が教育職給料表(一)及び(二)の1級又は2級であるもの	(1) 学校の管理下で行う次に掲げる業務 ① 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 ② 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ③ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務 (2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画して実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの (3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日若しくは祝日法による休日等及び年末年始の休日等を行うもの (4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間又は3時間45分である日に行うもの	(1) ① 日額 6,400円 ② 日額 6,000円 ③ 日額 6,000円 (2) 日額 3,400円 (3) 日額 3,400円 (4) 日額 2,400円
第2号(多学年学級担当手当)	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教諭、助教諭及び講師	当該学級における授業又は指導 (1) 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 (2) 3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	(1) 日額 290円 (2) 日額 350円
第3号(教育業務連絡指導手当)	教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言にあたる次に掲げる主任等の職務を担当する教諭 【小学校】教務主任、学年主任、研修主任、生徒指導主任 【中学校】教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、研修主任 【高等学校】教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長、渉外主任、図書主任、寮務主任(五所川原農林高等学校及び三本木農業高等学校に置かれるものに限る。) 【特別支援学校】教務主任、学年主任、生徒指導主事、中等部及び高等部に置かれる進路指導主事、学科主任、寮務主任、部主任	当該担当に係る業務	日額 200円

	<p>第4号（特別支援教育手当）</p>	<p>学校職員のうち次に掲げる職員 (1)特別支援学校に勤務する教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手 (2)小学校又は中学校に勤務する教諭、助教諭及び講師のうち、学校教育法第81条に規定する特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とするもの及び学校教育法施行規則第140条に規定する児童又は生徒に対する特別支援教育に直接従事することを本務とするもの</p>	<p>障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導</p>	<p>月額 12,600円 (再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等 月額600円)</p>
	<p>第5号（漁業実習指導手当）</p>	<p>八戸水産高等学校の実習船の乗組職員</p>	<p>次に掲げる漁業実習指導 (1)遠洋漁業実習における当該職員の職務 (2)沿岸漁業実習(操業中に限る。)における当該職員の職務</p>	<p>(1)遠洋漁業実習 ①航海中 月額 600円 ②操業中 月額 1,200円～5,280円 (2)沿岸漁業実習 操業中 月額 300円</p>

警察職員の特殊勤務手当

職員の特殊勤務手当に関する条例 (昭和26年7月17日青森県条例第39号)第19条第1項に掲げる号	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
第1号(刑事警備作業手当)	警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員	刑事警備作業	日額 560円 (少年補導職員 日額340円)
第2号(警衛警護手当)	警察本部長が指定する警察官	側近警衛又は身辺警護の作業	(1)天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王の警衛 日額 1,150円 (2)(1)に掲げる皇族以外の皇族の警衛 日額 640円 (3)警護要則第2条に規定する警護対象者の警護 日額 640円
第3号(犯罪鑑識作業手当)	警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員	犯罪鑑識作業	日額 560円 (もっぱら内勤作業に従事した場合は280円)
第4号(交通捜査取締等手当)	警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員	交通捜査取締等	(1)交通事件、違反等の捜査作業 日額 560円 (2)高速道路上における交通人身事故等の捜査作業 日額 840円(日没時から日の出時までの間に従事する場合は1,260円) (3)一般道路上における交通人身事故等の捜査作業 日額 560円(日没時から日の出時までの間に従事する場合は840円) (4)交通指導、取締りのため交通取締用自動二輪車を運転する作業 日額 560円 (5)交通指導、取締りのため交通取締用四輪車を運転する作業 日額 420円 (6)高速道路上における交通整理、交通取締り等の作業 日額 460円 (7)一般道路上における交通整理、交通取締り等の作業 日額 310円
第5号(警ら作業手当)	警察官	警ら、雑踏警備又は重要な施設の警戒等の作業	(1)交通の整理、犯罪の予防等のため無線警ら車を運転する作業 日額 420円 (2)犯罪の予防等のために行う警ら作業、祭り等における雑踏警備又は重要な施設の警戒等を行う作業 日額 340円

第6号(看守護送手当)	警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員	被疑者及び被告人等の看守又は護送作業	日額 280円
第7号(死体取扱手当)	警察職員(管理職手当の支給を受ける職員で警察本部科学捜査研究所の総括研究管理官及び研究管理官の職以外の職にあるものを除く。)	死体の検視、見分又は検証等に当たって死体に接触して行う作業又は死体解剖補助作業	死体一体につき 1,600円 (死体解剖補助作業に従事した場合又は死体解剖補助作業以外の心身に著しい負担を与えると認められる作業で人事委員会が別に定めるものに従事したときは3,200円)
第8号(夜間特殊業務手当)	交代制勤務を行う警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日午前5時前の間)において行われる警ら、警備、看守等の業務	1回 730円 (深夜における勤務時間が2時間未満の場合は410円)
第9号(爆発物等処理作業手当)	(1)警察本部の爆発物処理班員又は爆発物処理班員以外の警察職員 (2)警察本部の保安課、警察署、交番その他の派出所又は駐在所に勤務する警察職員	(1)左記(1)の職員が行う次に掲げる作業、又は左記(2)の職員が周囲の状況から特に緊急を要する措置が必要と認められた場合に行う爆発物処理作業 ①容疑物件(爆発物又はその疑いのある物件をいう。以下同じ。)の種類等の識別及び認定の作業 ②危険防止のため、容疑物件の周囲の砂袋、タイヤ等を積み上げる等のしゃへい作業 ③容疑物件の冷却作業又はエックス線撮影作業 ④容疑物件の処理筒への収納及び搬送作業 ⑤容疑物件の解体作業 ⑥容疑物件の爆破のための特に危険な作業 ⑦①～⑥までの作業に当たり容疑物件に接近して指揮を行う作業 (2)警察職員が行う次に掲げる作業 ①特殊危険物質(サリン及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質)又はその疑いのある物質(以下「特殊危険物質等」という。)の処理作業で次に掲げるもの (ア)特殊危険物質等に対して直接行う検知、鑑識、鑑定、収容、除去その他の警察活動に係る作業 (イ)容器等に封入されている特殊危険物質等に対して行う鑑識、収容、移動等の作業で、特殊危険物質等の発散又は漏洩のおそれがあるもの ②特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業(①に掲げる処理作業を除く。) (3)左記(2)の職員が火薬類又は高圧ガスによる災害が発生した場合に災害の現場で行う、火薬類取締法第43条第2項又は高圧ガス保安法第62条第5項の規定による立入検査(帳簿書類だけの検査の場合は除く。)の業務	(1)(1)に掲げる作業 作業1回につき 5,200円(2以上の作業に従事したとしても、容疑物件1個については、作業1回とする。) (2)(2)①に掲げる作業 日額 2,600円(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合は4,600円) (3)(2)②に掲げる作業 日額 250円 (4)(3)に掲げる作業 日額 300円

第10号 (潜水作業手当)	警察職員	人命救助、捜索等のために潜水器具を着用して行う潜水作業	1時間につき 20mまで 310円 30mまで 780円 30mを超えるとき 1,500円
第11号 (緊急作業手当)	警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員	正規の勤務時間に引き続かない時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられて従事する次に掲げる作業(勤務公署又はこれに準ずる場所以外から従事する場合に限る。)で、その従事する時間帯の一部又は全部が夜間(午後9時後翌日午前5時前の間)であるもの (1) 刑事警備作業 (2) 警衛警護作業 (3) 犯罪鑑識作業 (4) 交通捜査取締等作業 (5) 看守護送作業 (6) 爆発物等処理作業	作業1回につき 1,240円
第12号 (航空手当)	次に掲げる警察職員等 ①航空法第24条に規定する事業用操縦士又は自家用操縦士の資格を有する職員 ②航空法第24条に規定する一等航空整備士又は二等航空整備士の資格を有する職員	(1)左記①②の職員が行う回転翼航空機の操縦又は整備 (2)警察職員が回転翼航空機に搭乗して行う次に掲げる業務 ① 回転翼航空機の操縦業務 ② 回転翼航空機の整備業務 ③ 捜索救難、犯罪の捜査、鎮圧、警備、交通の取締りに関する業務等 ④ その他人事委員会が認める業務	(1)の業務 ①の職員 月額 30,000円 ②の職員 月額 10,000円 (2)の業務 ①の業務 搭乗時間1時間につき 5,100円 (日没時から日の出時までの間に行う場合、飛行規程に定める飛行回避領域内で行われる場合(離陸又は着陸を除く。)その他人事委員会が著しく危険なものと認める場合は6,630円) ②の業務 搭乗時間1時間につき 2,200円 (飛行規程に定める飛行回避領域内で行われる場合(離陸又は着陸を除く。)その他人事委員会が著しく危険なものと認める場合は2,860円) ③④の業務 搭乗時間1時間につき 1,900円 (飛行規程に定める飛行回避領域内で行われる場合(離陸又は着陸を除く。)その他人事委員会が著しく危険なものと認める場合は2,470円)
第13号 (災害応急警備等手当)	警察職員	(1)豪雨等異常な自然現象若しくは大規模な火事等により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は心身に著しい負担を与えるると人事委員会の認める作業 (2)山岳において著しく危険かつ困難な状況の下で行う遭難者の捜索又は救助	(1)(警戒区域外) 日額 840円 (警戒区域内) 日額 1,680円 (2)(2)の作業 日額 560円

第14号(核物質輸送警備手当)	警察官	核物質の防護に関する条約附属書Iの2の(b)に規定する第1群の核物質を輸送する車両に追従し、又は先導して行う警備作業	日額 640円
第15号(銃器犯罪捜査手当)	警察職員	(1) 銃器又はその疑いのある物を使用している犯罪現場における犯人逮捕等の業務 (2) (1)の業務に付随して行われる現場配置の業務 (3) 銃器を所持する犯人の逮捕の業務 (4) (3)の業務に付随して行われる現場配置の業務 (5) 銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付警戒の業務	(1) 日額 1,640円 (2) " 1,100円 (3) " 1,100円 (4) " 820円 (5) " 820円
第16号(海上警備手当)	警察用船舶に乗り組む海事職給料表の適用を受ける警察職員	次に掲げる業務又はその補助業務 (1) 違法事犯の警戒・取締活動業務 (2) 違法船舶又はその疑いのある船舶の追跡業務 (3) 犯罪の捜査活動業務 (4) 上記のほか、人事委員会が認める業務	日額 500円
第17号(用地買収交渉等手当)	警察本部会計課に勤務する警察職員及び警察署において会計事務に従事する職員	用地買収又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務(国、地方公共団体等との交渉を除く。)に従事したとき	日額 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	3,309,379 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	168 千円
支給実績(21年度決算)	3,133,022 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	157 千円

(6) その他の手当 (23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度 との異同	国の制度と異 なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	配偶者や子などを扶養している場合に支給されます。 配偶者 13,000円 配偶者以外 1人目 6,500円(配偶者がいない場合11,000円) 2人目以降1人につき 6,500円 子が満16歳～22歳の加算 5,000円	同		2,239,863 千円	225,400 円
通勤手当	交通機関や自家用車などで通勤することを常例としている場合に支給されます。 バスや電車などの公共交通機関利用の場合 最高 55,000円 (ただし、青い森鉄道利用者は最高70,000円) 自家用車など利用の場合 最高 35,000円	異なる	自家用車など利用の場合の最高額(国は、24,500円)、青い森鉄道利用者の最高額	1,743,561 千円	111,700 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担して住んでいる場合に支給されます。 最高 27,000円	同		1,415,128 千円	316,700 円
単身赴任手当	異動などにより配偶者と別居して単身で生活している場合に支給されます。 最高 68,000円	同		277,467 千円	313,500 円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支給されます。 (青森県内の場合) 支給期間 11～3月までの5ヶ月間 扶養親族がある場合 世帯主 17,800円 扶養親族がない場合 世帯主 10,200円 その他 7,360円	同		1,351,563 千円	68,600 円
特地勤務手当等	へき地など生活の著しく不便な地にある公署に勤務する場合に支給されます。 支給額=(給料の月額+扶養手当の月額)×支給割合(2～12%)	同		21,947 千円	127,600 円

へき地手当等	へき地学校等に勤務する職員に支給されます。 支給額=(給料の月額+扶養手当の月額)×支給割合(2~12%)			188,657 千円	207,300 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜(午後10時~午前5時)に勤務することを命ぜられた職員に支給されます。 支給額=勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同		107,008 千円	156,200 円
休日勤務手当	休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給されます。 支給額=勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同		367,772 千円	406,800 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿直勤務又は日直勤務をした場合に支給されます。 1日勤務の場合 一般 4,200円 特殊 5,100~20,000円	同		661,607 千円	398,100 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに支給されます。 支給額=31,700~139,300円	同		1,401,542 千円	724,300 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給されます。 勤務1回につき 最高 12,000円	同		21,071 千円	619,700 円
初任給調整手当	医師、獣医師等、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職に採用され又は異動した職員に支給されます。 最高 410,900円	異なる	獣医師が支給対象となっている。	54,737 千円	882,855 円
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業に関する専門的事項等について調査研究を行うとともに、農業、林業又は水産業に従事する者に接して、これらに関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員に支給されます。 月額 12,600円			27,130 千円	149,890 円

義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校及び高等学校等の教育職員に支給されます。 最高 11,700円			1,126,041 千円	99,027 円
産業教育手当	高等学校における農業、水産、工業又は電波に係る産業教育に従事する教員及び実習助手に支給されます。 月額 12,600円			67,360 千円	174,057 円
定時制通信教育手当	県立又は市町村立の高等学校で、定時制又は通信制の課程を置くものの教員に支給されます。 月額 12,600円			26,975 千円	201,306 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国等の職員の派遣を受ける場合に、当該派遣された職員に支給されます。 1日につき最高 6,620円			0 千円	0 円

6 特別職の報酬等の状況（23年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	知 事	1,016,000 円 (1,270,000 円)		
	副 知 事	873,000 円 (970,000 円)		
議員報酬	議 長	864,500 円 (910,000 円)		
	副 議 長	777,600 円 (810,000 円)		
	議 員	756,600 円 (780,000 円)		
期末手当	知 事	(22年度支給割合)		
	副 知 事	2.95 月分		
退職手当	議 長	(22年度支給割合)		
	副 議 長	2.95 月分		
退職手当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	1,016,000円×在職月数×0.8	39,014,400 円	(任期毎)
		873,000円×在職月数×0.5	20,952,000 円	(任期毎)

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 公営企業職員の状況

(1) 工業用水事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に 占める職員給与費比率
22年度	千円 689,106	千円 211,850	千円 194,058	% 28.2	% 25.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
22年度	人 19	千円 94,455	千円 13,495	千円 32,020	千円 139,970	千円 7,367

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

給与の削減を行っています。

区 分	削減の内容	削減する期間
管理職の職員	給料の3%削減	平成21年4月から24年3月まで

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（23年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
青森県	50.6 歳	414,276 円	613,904 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

青森県公営企業職	青森県一般行政職
1人当たり平均支給額（22年度） 1,685 千円	1人当たり平均支給額（22年度） 1,622 千円
(22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (再任用職員はいない)	(22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20 % ・管理職加算 10～25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20 % ・管理職加算 10～25 %

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（23年4月1日現在）

青森県公営企業職			青森県一般行政職		
・基本額			・基本額		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
・調整額			・調整額		
職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額（月額0円～79,200円）			職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額（月額0円～79,200円）		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～30%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～30%加算)		
(退職時特別昇給 制度なし)			(退職時特別昇給 制度なし)		
1人当たり平均支給額	自己都合	0 千円	1人当たり平均支給額	自己都合	6,618 千円
	勸奨・定年	0 千円		勸奨・定年	27,165 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（23年4月1日現在）

該当者なし

エ 特殊勤務手当（23年4月1日現在）

支給実績(22年度決算)				0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)				0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)				- %
手当の種類(手当数)				1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
企業職員の特殊勤務手当	危険作業に従事する職員等	水圧管の施設工事等	日額 300円 ～ 600円	

オ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	6,241 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	347 千円
支給実績(21年度決算)	2,947 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	164 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (月額)	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	配偶者や子などを扶養している場合に支給されます。 配偶者 13,000円 配偶者以外 1人目6,500～11,000円 2人目以降1人につき 6,500円 子が満16歳～22歳の加算 5,000円	同		3,294 千円	253,385 円
通勤手当	交通機関や自家用車などで通勤することを常例としている場合に支給されます。 バスや電車などの公共交通機関利用の場合 最高55,000円 (ただし、青い森鉄道利用者は最高70,000円) 自家用車など利用の場合 最高35,000円	同		3,241 千円	202,546 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担して住んでいる場合に支給されます。 最高27,000円	同		816 千円	272,000 円
単身赴任手当	異動などにより配偶者と別居して単身で生活することとなった場合に支給されます。 最高68,000円	同		1,044 千円	348,000 円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支給されます。 (青森県内の場合) 支給期間 11～3月までの5ヶ月間 扶養親族がある場合 世帯主 17,800円 扶養親族がない場合 世帯主 10,200円 その他 7,360円	同		1,406 千円	74,010 円
特地勤務手当等	へき地など生活の著しく不便な地にある公署に勤務する場合に支給されます。 支給額＝(給料の月額＋扶養手当の月額)×支給割合(2～12%)	同		0 千円	0 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに支給されます。 支給額=31,700～139,300円	同		748 千円	747,600 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給する。 勤務1回につき 最高12,000円	同		0 千円	0 円
初任給調整手当	医師等、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職に採用され又は異動した職員に支給されます。 最高306,000円	同		0 千円	0 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 21年度の総費用に 占める職員給与費比率
	A		B	B/A	
	千円	千円	千円	%	%
22 年度	20,191,780	△ 133,926	9,609,053	47.6	46.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
22 年度	977	3,900,270	1,670,189	1,341,462	6,911,921	7,075

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

給与の削減を行っています。

区 分	削減の内容	削減する期間
管理職の職員	給料の5～3%削減	平成21年4月から24年3月まで

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
青森県 (医師)	41.8 歳	540,788 円	1,354,039 円
青森県 (看護)	35.9 歳	291,606 円	455,755 円
青森県 (事務)	46.1 歳	376,407 円	591,077 円
青森県 (技能)	48.5 歳	354,203 円	525,960 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

青森県病院局		青森県一般行政職	
1人当たり平均支給額（22年度）		1人当たり平均支給額（22年度）	
1,339 千円		1,622 千円	
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.35 月分	2.6 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20 %		・役職加算 5～20 %	
・管理職加算 10～25 %		・管理職加算 10～25 %	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（23年4月1日現在）

青森県病院局			青森県一般行政職		
・基本額			・基本額		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
・調整額			・調整額		
職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額（月額0円～79,200円）			職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額（月額0円～79,200円）		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～30%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～30%加算)		
(退職時特別昇給 制度なし)			(退職時特別昇給 制度なし)		
1人当たり平均支給額	自己都合	882 千円	1人当たり平均支給額	自己都合	6,618 千円
	勸奨・定年	26,841 千円		勸奨・定年	27,165 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（23年4月1日現在）

支給実績（22年度決算）		117,808 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）		861,485 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
医師	136 人	15 %	15 %
平均支給率		15 %	15 %

(注) 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し、国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

エ 特殊勤務手当（23年4月1日現在）

支給実績(22年度決算)	211,091 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	291,831 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	73.8 %		
手当の種類(手当数)	5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
診療手当	医師又は歯科医師として医療に従事する職員	医療	<p>支給額＝基準額＋①加算額＋②加算額＋③加算額＋④加算額＋⑤加算額＋⑥加算額</p> <p>基準額 32,000～97,000円</p> <p>①加算額 管理職手当の支給を受ける支給対象職員が、救急患者又は入院患者の病状の急変等により、正規の勤務時間外に出勤し、当該患者の診療に従事した場合の勤務1回につき1,620円として計算した額</p> <p>②加算額 管理職手当の支給を受ける支給対象職員が、宿日直勤務をした場合において救急患者の診療に従事したときの当該診療に従事した勤務1回（一の宿日直勤務中に2回以上救急患者の診療に従事した場合は、これを1回の勤務として計算する。）につき23,000円として計算した額</p> <p>③加算額 支給対象職員（①加算額の支給を受ける職員を除く。）が、救急患者に対処するため、正規の勤務時間外に出勤し、当該患者の診療に従事した場合の勤務1回につき1,620円として計算した額</p> <p>④加算額 支給対象職員が、他の自治体病院等の応援診療に従事した場合の勤務1回につき当該自治体病院等との協定で定める1日当たりの負担金の額に100分の80を乗じて得た額として計算した額</p> <p>⑤加算額 母体・胎児集中治療管理部又は産婦人科に勤務する職員が、分娩時の診療等の業務に従事した場合の業務1回につき10,000円として計算して得た額</p> <p>⑥加算額 新生児集中治療管理部に勤務する職員が、新生児集中治療管理室に新たに入院する新生児の入院時の診療等の業務に従事した場合の業務1回につき10,000円として計算して得た額</p>

放射線取扱作業等手当	放射線取扱作業に従事する診療放射線技師、臨床工学技士、看護師又は准看護師	(1)中央病院に勤務する診療放射線技師が行う、エックス線その他の放射線を照射する作業又は放射性同位元素を取り扱う作業 (2)臨床工学技士が防護衣を着用して行う、エックス線透視診断中の作業を補助する業務 (3)心臓カテーテル室、血管造影室、呼吸器内視鏡室又は手術室に勤務する看護師又は准看護師が防護衣を着用して行う、次のいずれかの作業又は業務 ①エックス線その他の放射線の照射を受けている患者に接して行う介添えの作業 ②エックス線透視診断中の作業を補助する業務 ③エックス線透視下で行われる手術の介助業務 (4) RI病棟に勤務する看護師又は准看護師が、放射性同位元素で治療中の患者に行う看護業務(病室内で行うものに限る。)又は当該患者の使用物の処理作業若しくは病室等の除染作業 (5) 看護師又は准看護師が、放射性医薬品を静脈注射する業務	日額 300円
臨床検査手当	臨床検査技師又は衛生検査技師	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」という。)に汚染された検体を直接取り扱う業務 (2) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務 (3) 健康を害するおそれのある有害ガスの発生を伴う科学的検査の業務	(1) 左記の業務に従事することを常例とする職員 月額6,300円 (一の月において、左記の業務に従事した日が15日未満の場合は日額300円) (2) (1)以外の職員 日額300円
夜間看護手当	病棟に勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間)において行われる看護等の業務	勤務1回につき 1,600円
回転翼航空機搭乗手当	ドクターヘリに搭乗する職員	ドクターヘリに搭乗して行う救急の医療、患者の介助、搬送等の業務	搭乗した時間1時間につき 1,900円 (飛行中の回転翼航空機から降下して行う業務又はその補助業務に従事した場合は、1時間につき2,470円)

オ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	570,717 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	678 千円
支給実績(21年度決算)	512,643 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	633 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 19年4月1日から地方公営企業法を全部適用している。

カ その他の手当（23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価(月額)	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	配偶者や子などを扶養している場合に支給されます。 配偶者 13,000円 配偶者以外 1人目6,500～11,000円 2人目以降1人につき 6,500円 子が満16歳～22歳の加算 5,000円	同		67,694 千円	215,016 円
通勤手当	交通機関や自家用車などで通勤することを常例としている場合に支給されます。 バスや電車などの公共交通機関利用の場合 最高55,000円 (ただし、青い森鉄道利用者は最高70,000円) 自家用車など利用の場合 最高35,000円	同		55,879 千円	90,031 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担して住んでいる場合に支給されます。 最高27,000円	同		105,153 千円	303,911 円
単身赴任手当	異動などにより配偶者と別居して単身で生活することとなった場合に支給されます。 最高68,000円	同		2,013 千円	525,130 円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支給されます。 (青森県内の場合) 支給期間 11～3月までの5ヶ月間 扶養親族がある場合 世帯主 17,800円 扶養親族がない場合 世帯主 10,200円 その他 7,360円	同		57,413 千円	58,837 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜(午後10時～午前5時)に勤務することを命ぜられた職員に支給されます。 支給額＝勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同		75,848 千円	128,158 円

宿日直手当	<p>正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿直勤務又は日直勤務をした場合に支給されます。</p> <p>1日勤務の場合 一般 6,500円 医師 20,000円</p>	同		69,635 千円	550,478 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給されます。</p> <p>支給額=51,900円 ～130,300円</p>	同		59,095 千円	964,827 円
管理職員特別勤務手当	<p>管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給する。</p> <p>勤務1回につき 最高12,000円</p>	同		7,545 千円	407,878 円
初任給調整手当	<p>医師等、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職に採用され又は異動した職員に支給されます。</p> <p>最高306,000円</p>	同		464,123 千円	3,393,957 円

(空白ページ)

Ⅲ 勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間の状況

(1) 通常の勤務時間

職員の通常の勤務時間は、次のとおりです。

(H23. 4. 1 現在)

開始時刻	終了時刻	休憩時間	勤務時間
8 : 30	17 : 15	12 : 00～13 : 00	7 時間 4 5 分

(注) 1 勤務の性質上、特別の勤務時間の割振りをしている場合等は、この限りではない。

2 県立学校等では、各校の事情に応じて、それぞれ勤務時間が定められている。

3 育児、介護、通勤等に関する特別の事情がある職員について、公務の運営に支障がない場合には、休憩時間を 12:00～12:45 とし、勤務時間の終了時刻を 15 分繰り上げることを認めている。(病院局、警察本部を除く。以下、(2) 及び (3) において同じ。)

(2) 早出遅出勤務

育児又は介護を行う職員で、一定の要件を満たす場合は、早出又は遅出勤務を利用することができますが、その勤務時間は次のとおりです。

【早出勤務】 午前 8 時 ～ 午後 4 時 4 5 分

【遅出勤務】 午前 9 時 1 5 分 ～ 午後 6 時 0 0 分

(休憩時間は、(1) の場合と同様です。)

また、平成 22 度における利用状況は次のとおりです。

(H22. 4. 1～H23. 3. 31)

区分	利用者実 人数	左の内訳		備考
		早出勤務	遅出勤務	
育児を行う職員 (未就学児)	25 人	16 人	9 人	早出：男 4 人、女 12 人 遅出：男 4 人、女 5 人
育児を行う職員 (就学児(学童保育))	0 人	0 人	0 人	
介護を行う職員	0 人	0 人	0 人	

(3) 時差出勤

(1) 及び (2) の勤務時間のほか、次のとおり時差出勤を実施しています。
(警察本部については、平成 22 年度における実施内容を記載しています。)

【知事部局等、教育庁】

(H23. 4. 1 現在)

区分	勤務時間	休憩時間
A勤務	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時から午後1時まで
B勤務 (時差出勤)	午前8時15分から午後5時00分まで	午後0時から午後1時まで
C勤務 (時差出勤)	午前9時15分から午後6時00分まで	午後0時から午後1時まで

<実施目的>

- ・ 知事部局等 : ① 遠距離通勤職員の通勤に係る負担の軽減 (通年)
② 冬期における交通の混雑の緩和 (1月～3月)
- ・ 教育庁 : ① 各種交通機関の混雑緩和による職員の通勤環境の向上 (通年)
② 職業生活と家庭生活との両立への支援 (通年)

【警察本部】

(H23. 1. 4～H23. 3. 31 実施)

区分	勤務時間	休憩時間
A勤務	午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時から午後1時まで
B勤務 (時差出勤)	午前9時30分から午後6時15分まで	午後0時から午後1時まで

<実施目的>

冬期間の交通渋滞緩和、窓口業務の延長による県民サービスの向上等 (1月～3月)

また、平成 22 年度における利用状況は次のとおりです。

(H22. 4. 1～H23. 3. 31)

実施機関	期間	区分	B勤務の利用者 実人数	C勤務の利用者 実人数	計
知事部局等	4～12月	遠距離通勤	75人	32人	107人
	1～3月	遠距離通勤	66人	31人	97人
		交通混雑緩和	58人	31人	89人
教育庁	通年	—	130人	9人	139人
警察本部	1～3月	—	195人	—	195人

2 休暇

職員の休暇には、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇がありますが、それらの平成 22 年中（介護休暇については、平成 22 年度中）の取得状況については、次のとおりです。

（1）年次休暇の取得状況

(H22. 1. 1～H22. 12. 31)

総付与日数 A	総取得日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B/C	消化率 B/A
748,949.2 日	198,431.5 日	16,087 人	12.3 日	26.5%

- (注) 1 対象職員には、派遣職員、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員、期間中に育児休業又は休職をした職員、調査対象期間の中途に採用された職員は含まない。
- 2 半日は 0.5 日とし、時間数は 8 時間（1 月から 3 月まで）又は 7 時間 45 分（4 月から 12 月まで）を 1 日に換算して計上している。

（2）病気休暇の取得状況

(H22. 1. 1～H22. 12. 31)

取得者実人数	取得実績（延べ）	
	日数	時間数
1,639 人	34,935.5 日	9,460 時間

- (注) 1 対象職員には、派遣職員及び再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員は含まない。
(以下、特別休暇、介護休暇及び育児休業等において同じ)
- 2 取得実績については、1 日単位で取得したものは「日数」に、1 時間単位で取得したものは「時間数」に計上している。なお、半日は 0.5 日として計上している。

(3) 特別休暇の取得状況

(H22. 1. 1～H22. 12. 31)

種類 (H22. 4. 1 現在)	付与日数 (概要)	取得者 実人数 (人)	取得実績 (延べ)	
			日 数 (日)	時間数 (時間)
選挙等休暇	必要と認められる期間	1	1.0	0
証人等休暇	必要と認められる期間	10	8.5	23
骨髄移植休暇	必要と認められる期間	1	0.0	3
ボランティア休暇	7日	19	36.0	6
結婚休暇	連続7日	221	1,244.0	0
妊婦の業務軽減等休暇	必要と認められる期間 (適宜の休息又は補食)	6	-	134
妊婦の通勤緩和休暇	必要と認められる期間 (1日1時間以内)	8	-	162
妊産婦通院休暇	必要と認められる期間	164	303.0	1,319
産前休暇	8週間(多胎妊娠は14週間)	254	10,502.0	0
産後休暇	8週間	270	11,258.0	0
育児休暇	1日2回、各60分以内	63	-	3,337
生理休暇	必要な期間	22	71.0	28
配偶者出産休暇	3日	245	451.5	301
育児参加休暇	5日	44	126.5	74
子の看護休暇	5日(2人以上は10日)	1,375	2,442.5	8,736
短期介護休暇	5日(2人以上は10日)	73	197.5	368
服忌休暇	1日～連続10日	2,527	6,307.5	515
祭日休暇	1日	367	390.0	109
夏季休暇	4日	19,155	72,570.0	95
現住居の滅失等休暇	必要と認められる期間	1	4.0	0
出勤困難休暇	必要と認められる期間	174	30.0	309
退勤途上の危険回避休暇	必要と認められる期間	0	0	0
乳幼児健診等休暇	必要と認められる期間	250	107.0	835

(注) 取得実績については、1日単位で取得したものは「日数」に、1時間単位で取得したものは「時間数」に計上している。なお、半日は0.5日とし、30分は1時間として計上している。

(4) 介護休暇の取得状況

(H22. 4. 1～H23. 3. 31)

	介護休暇 取得者数 (人)	要介護者数 (人)								
		計	配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟 姉妹	孫	その他
男性職員	2	2	0	0	2	0	0	0	0	0
女性職員	22	22	2	10	9	0	0	1	0	0
計	24	24	2	10	11	0	0	1	0	0

【取得形式別】

	休暇の取得形式別 (人)			
	計	全日型中心	時間型中心	その他
男性職員	2	2	0	0
女性職員	22	22	0	0
計	24	24	0	0

【承認期間別】

	介護休暇承認期間別 (人)						
	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員	2	0	1	1	0	0	0
女性職員	22	6	4	6	1	3	2
計	24	6	5	7	1	3	2

(注) 介護休暇取得者数については、平成 22 年度中に介護休暇を取得開始した職員数を計上しており、前年度から引き続き取得中の職員は含まない。

3 育児休業等の取得状況

(1) 育児休業の取得状況

育児休業の平成 22 年度中の取得状況は、次のとおりです。

	育児休業取得者数 (人)	
	平成 22 年度新規取得者	前年度から取得中の者
男性職員	5	0
女性職員	257	271
計	262	271

【承認期間別】

	育児休業承認期間別 (平成 22 年度新規取得者) (人)						計
	6 月以下	6 月超え 1 年以下	1 年超え 1 年 6 月以下	1 年 6 月超え 2 年以下	2 年超え 2 年 6 月以下	2 年 6 月超え	
男性職員	4	1	0	0	0	0	5
女性職員	11	97	99	31	7	12	257
計	15	98	99	31	7	12	262

また、平成 22 年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数（前年度に取得可能となった職員を除く。）と、そのうち実際に取得した職員数との対比は次のとおりです。

	平成 22 年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 (人)	
	(育児休業対象者数)	うち育児休業取得者数
男性職員	342	2 (0.6%)
女性職員	261	254 (97.3%)
計	603	256 (42.5%)

(男性職員) 当該年度中に子が生まれた者

(女性職員) 当該年度中に育児休業を取得できる状態となった者（産後休暇中の者を除く。）

(2) 部分休業の取得状況

部分休業の平成 22 年度中の取得状況は、次のとおりです。

	部分休業取得者数 (人)	
	平成 22 年度新規取得者	前年度から取得中の者
男性職員	0	0
女性職員	6	13
計	6	13

【承認期間別】

	部分休業承認期間別 (平成 22 年度新規取得者) (人)						計
	1 年以下	1 年超え 2 年以下	2 年超え 3 年以下	3 年超え 4 年以下	4 年超え 5 年以下	5 年超え	
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	5	0	0	0	1	0	6
計	5	0	0	0	1	0	6

(3) 育児短時間勤務の取得状況

育児短時間勤務は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、週 19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分又は 24 時間 35 分の短時間勤務を可能とするものですが、平成 22 年度中の取得状況は、次のとおりです。

	育児短時間勤務取得者数 (人)	
	平成 22 年度新規取得者	前年度から取得中の者
男性職員	0	0
女性職員	9	2
計	9	2

【承認期間別】

	育児短時間勤務承認期間別（平成 22 年度新規取得者）（人）				計
	3 月以下	3 月超え 6 月以下	6 月超え 9 月以下	9 月超え	
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	0	1	1	7	9
計	0	1	1	7	9

【勤務形態別】

	勤務形態別（平成 22 年度新規取得者）（人）				計
	1 日 3 時間 55 分 (週 19 時間 35 分)	1 日 4 時間 55 分 (週 24 時間 35 分)	週 3 日 (週 23 時間 15 分)	週 2 日半 (週 19 時間 25 分)	
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	3	5	1	0	9
計	3	5	1	0	9

4 修学部分休業の取得状況

修学部分休業は、大学等における修学のため、2 年以内、1 週間の勤務時間の 2 分の 1 以内の休業を可能とするものですが、平成 22 年度中の取得者は、ありませんでした。

5 高齢者部分休業の取得状況

高齢者部分休業は、定年退職日前 5 年以内の日から定年退職日までの期間における 1 週間の勤務時間の 2 分の 1 以内の休業を可能とするものですが、平成 22 年度中の取得者はありませんでした。

6 自己啓発等休業の取得状況

自己啓発等休業は、大学等課程の履修又は国際貢献活動のため、大学等課程の履修については2年以内、国際貢献活動については3年以内の休業を可能とするものです。

自己啓発等休業の平成22年度中の取得状況は、次のとおりです。

	自己啓発等休業取得者数 (人)			
	平成22年度新規取得者		前年度から取得中の者	
	大学等課程の履修	国際貢献活動	大学等課程の履修	国際貢献活動
男性職員	1	0	0	0
女性職員	0	0	1	1
計	1	0	1	1

【取得種別】

	自己啓発等休業取得種別 (平成22年度新規取得者) (人)							計
	教育施設				奉仕活動			
	大学院	大学	外国の大学院・大学	その他	JICA等	姉妹都市等	その他	
男性職員	0	1	0	0	0	0	0	1
女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	1	0	0	0	0	0	1

【承認期間別】

	自己啓発等休業承認期間別 (平成22年度新規取得者) (人)			計
	1年以下	1年超え2年以下	2年超え	
男性職員	0	1	0	1
女性職員	0	0	0	0
計	0	1	0	1

(空白ページ)

IV 分限及び懲戒の状況

1 分限処分の状況

職員が一定の事由に該当する場合には、地方公務員法第 28 条の規定に基づき分限処分に付されることとなりますが、平成 22 年度における分限処分の状況は次のとおりです。

なお、地方公務員法第 28 条第 4 項の規定に基づき失職した者が 1 名ありました。

処分の種類（延べ件数） 処分事由	分限処分（件）				計
	降任	免職	休職	降給	
勤務成績が良くない場合	0	0			0
心身の故障の場合	0	0	243		243
職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合			0		0
条例で定める事由による場合			0	0	0
計	0	0	243	0	243

2 懲戒処分の状況

職員が一定の事由に該当する場合には、地方公務員法第 29 条の規定に基づき懲戒処分に付されることとなりますが、平成 22 年度における懲戒処分の状況は次のとおりです。

処分の種類（延べ件数） 処分事由	懲戒処分（件）				
	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0	1	1	1	3
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	5	8	1	2	16
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	26	10	2	5	43
計	31	19	4	8	62

【具体的事由別】

処分の種類（延べ件数） 具体的事由	懲戒処分（件）					
	戒告	減給	停職	免職	計	
本人の行為	給与・任用に関する不正	0	0	0	0	0
	一般服務違反関係	3	5	1	0	9
	一般非行関係	0	0	2	3	5
	収賄等関係	0	0	0	2	2
	道路交通法違反	24	10	1	3	38
	小計	27	15	4	8	54
監督責任	4	4	0	0	8	
計	31	19	4	8	62	

(注) 二以上の事由により懲戒処分が行われた場合は、主たる事由のみを計上している。

V 服務の状況

1 職務専念義務の免除を認めている例の概要

地方公務員法第 35 条の規定により、職員は職務に専念する義務を有していますが、当該義務が免除される場合（職専免）として、次の場合があります。

(H23. 4. 1 現在)

職専免が認められる場合	
I	法律に特別な定めがある場合
	(例) 地方公務員法（以下「法」という。）第 55 条第 8 項に規定された適法な交渉
II	条例に特別な定めがある場合 《以下の 1～3》
	1 研修を受ける場合
	2 職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合
	3 上記の他、人事委員会が定める場合 《以下の①～⑧》
	① 特別職として職を兼ねその職に属する事務を行う場合
	② 職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ねその職に属する事務を行う場合
	③ 法第 46 条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合
	④ 法第 49 条の 2 の規定による不服申立て（審査請求又は異議申立て）をし、及びその審理に出頭する場合
	⑤ 法第 55 条第 11 項の規定による不満を表明し又は意見を申し出る場合
	⑥ 県行政の運営上特に必要と認められる他の地位に属する事務を行う場合
	⑦ 休職その他これに類するものとしての勤務しない事について特に認める規定による場合
	⑧ 上記の他、人事委員会が特に認める場合 《以下のア～ソ》
	ア 大学の通信教育による夏期又は冬期面接授業を受講する場合（30 日以内）
	イ 高等学校の通信制課程の長期面接授業に出席する場合（10 日以内）
	ウ 夜間制 2 年課程の看護婦養成所に在学する職員が、所定の実習授業を受講する場合（30 日以内）
	エ スポーツ競技大会等に役員等として参加する場合
	オ 陸奥湾一周駅伝競走大会に役員等として参加する場合
	カ 青森県民駅伝競走大会に役員等として参加する場合
	キ 青森県庁消費生活協同組合の総代として総代会に出席する場合
	ク 青年の船事業及び国際協力事業団の専門家派遣事業に参加する場合
	ケ 家族を看護する場合（3 日以内）
	コ 青森県青年海外派遣事業に一般団員として参加する場合
	サ 青森県青年の船に一般団員として参加する場合

	シ 全国身体障害者スポーツ大会に役員等として参加する場合
	ス 全国障害者スポーツ大会に役員等として参加する場合
	セ 非常勤の消防団員として県内各市町村の消防団活動に従事する場合
	ソ 労働組合の代表者等が県当局との間で労働組合法に基づく交渉を行う場合

(注) ⑧の各場合（ア～ソ）については、概要を記載したものであり、これ以外の条件が付されている場合もある。また、これらは知事部局における取扱いであり、他の任命権者もおおむねこれにならっているが、一部を承認対象としていない場合もある。

2 営利企業等の従事制限の許可基準及び許可状況

職員が営利企業等に従事する場合には、地方公務員法第 38 条の規定に基づき任命権者の許可を得る必要がありますが、その場合の許可基準は、人事委員会規則で次のとおり定められています。

(H23. 4. 1 現在)

- | |
|--|
| <p>(1) 職務の遂行に支障がないこと</p> <p>(2) その職員の職との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと</p> <p>(3) 地方公務員法の精神に反しないこと</p> |
|--|

また、平成 22 年度中の許可状況（新規の許可及び過年度の許可に係る更新）については、次のとおりです。

区 分	延べ人数 (人)	主な従事内容
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員その他これらに準ずる地位を兼ねる場合	5	・株式会社（第 3 セクター）役員
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0	
報酬を得て他の事業又は事務に従事する場合	890	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学術講演会講師等 ・ 試験監督員等（検定試験等） ・ 非常勤講師（大学、公益団体等） ・ 嘱託医等（公益団体等） ・ 鑑定人（検察庁等）
計	895	

VI 研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の実施状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のために行う研修（職場研修、自己啓発、派遣研修等を除く。）として、平成22年度に実施した内容については、次のとおりです。

【自治研修所研修】

区分	研修名	対象者	修了者数 (人)
基本 研 修	新採用者前期研修	新たに採用された職員	143
	新採用者後期研修	新採用者前期研修修了者	139
	新採用医療技術職員研修	新たに採用された医療技術職員	48
	主事・技師研修	主事・技師等の職にある職員で、採用から所定の年数を経過した者	36
	主査研修	主査（主査級）に昇任した職員	131
	主幹研修	主幹（班長級）に昇任した職員	138
	グループマネージャー研修	新たに本庁のグループマネージャー又は出先機関の課長の職に就いた職員	125
	小計		760
選 択 研 修	法制執務研修	全階層	19
	課題解決のための思考力養成研修	同上	21
	地域力創造研修	同上	19
	政策法務研修	同上	8
	クレーム対応研修	同上	14
	会議の進め方研修	同上	18
	カウンセリングマインド研修	同上	22
	わかりやすい話し方・説明のしかた研修	同上	21
	コンフリクト・マネジメント研修	同上	17
	行政サービス最適化研修	同上	11
	目標達成のためのタイムマネジメント研修	同上	20
	管理者セミナー	課長補佐級～部長級の職員	88
	小計		278
計		1,038	

(注) 研修の多くが県職員と市町村職員等との合同研修であるが、表では県職員の状況のみを記載している。

【部局研修】

- ・ 知事部局における各種専門研修（計 908 名修了）

【各任命権者が個別に実施した研修】

- ・ 教育庁における各種研修（計 5,913 名修了）
- ・ 警察本部における関係部門ごとの業務教養等（計 953 名修了）

2 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法では、職員の任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならないこととされています。

県においても、職員の昇任、昇格、配置などを適切に行うため、能力評価と業績評価からなる人事評価制度の実施などによる勤務成績の評定を行っています。

VII 福祉及び利益の保護の状況

1 セクシュアルハラスメントの防止対策

職場におけるセクシュアルハラスメント（セクハラ）防止対策として、平成 22 年度に実施した内容については、次のとおりです。

部局等	実施内容
知事部局	セクハラ相談室の管理運営（専門相談員 2 名）
	専門相談員による巡回指導
	自治研修所での研修実施（カリキュラムの一部として）
	所属相談員の氏名等を全庁に周知
	「セクハラ相談室だより」による広報
議会事務局	会議等の場を利用しての周知
教育庁等	内部通知
警察	セクハラ相談員の指定（相談員 54 名）
	新任セクハラ相談員研修会
	セクハラ防止対策週間の設定
	各所属におけるセクハラ防止教養
人事委員会事務局	会議等の場を利用しての周知
選挙管理委員会事務局	所属相談員の氏名等を周知

(注) 「教育庁等」とは、教育庁及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を指す。

(以下 3 において同じ)

2 定期健康診断の実施状況

職員に対する平成 22 年度の定期健康診断の実施状況については、次のとおりです。

【受診状況】

部局等	対象職員 (人) A	受診者数 (人) B	受診率 (%) B/A
知事部局等	3,820	3,739	97.9
病院局	1,190	1,183	99.4
教育庁等	560	556	99.3
警察	2,622	2,622	100.0
計	8,192	8,100	98.9

【総合判定結果】

部局等	受診者数 (人) A	結果 (人)				有所見率 (%) (B+C+D)/A
		異常なし	要指導 B	要医療 C	治療継続 D	
知事部局等	3,739	360	1,472	1,048	859	90.4
病院局	1,183	290	421	322	150	75.5
教育庁等	556	80	206	183	87	85.6
警察	2,622	166	1,069	651	736	93.7
計	8,100	896	3,168	2,204	1,832	88.9

(注) 1 「知事部局等」とは、知事部局のほか、病院事業管理者、教育委員会及び警察本部長を除く任命権者の事務局（各種委員会等の事務局）を指す。

2 「教育庁等」とは、教育庁及び学校以外の教育機関を指す。

3 職員互助団体への補助の状況

「青森県職員の互助団体に関する条例」の規定に基づき、平成 22 年度に実施した職員互助団体に対する補助の状況については、次のとおりです。

【会員数】

部局等	互助団体名	会員数（人）
知事部局等	(財) 青森県職員厚生会	5,404
教育庁等	(財) 青森県教職員互助会	13,047
警察	(財) 青森県警察協会	2,718

【掛金及び補助金】

部局等	掛金収入（千円）	県補助金（千円）	A : B
	A	B	
知事部局等	146,283	0	1 : -
教育庁等	413,696	0	1 : -
警察	84,423	0	1 : -

(注) 1 職員互助団体への補助については、平成 19 年度から行われていない。

2 「知事部局等」とは、知事部局のほか、教育委員会及び警察本部長を除く任命権者の事務局（病院局及び各種委員会等の事務局）を指す。

(空白ページ)

第2部 青森県人事委員会の業務の状況

(平成23年6月30日付けで人事委員会委員長から知事に報告された内容です。)

平成22年度における青森県人事委員会の業務の状況について

平成23年6月30日

青森県人事委員会

目 次

	ページ
1 競争試験及び選考の状況	1
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	5
3 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	6
4 不利益処分に関する不服申立ての状況	6

1 競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験

職員の採用は、原則として競争試験によることとされており（地方公務員法第17条第3項）、平成22年度の職員採用試験及び警察官採用試験の実施状況は、次のとおりです。

（採用試験の実施状況）

試験の種類	申込者数	第1次試験		第2次試験		受験倍率	採用人員	
		受験者数	合格者数	受験者数	合格者数			
上級試験	783 (845)	601 (696)	222 (162)	210 (150)	97 (95)	6.2 (7.3)	89 (85)	
中級試験	60 (47)	55 (43)	9 (6)	7 (6)	3 (3)	18.3 (14.3)	3 (3)	
初級試験	236 (213)	216 (195)	87 (91)	84 (84)	43 (50)	5.0 (3.9)	38 (42)	
警察官A 試験	男性Ⅰ (H22.10.1採用)	241 (226)	213 (211)	128 (93)	117 (84)	36 (30)	5.9 (7.0)	36 (29)
	男性Ⅱ (H23.4.1採用)	471 (410)	412 (366)	143 (147)	112 (120)	46 (46)	9.0 (8.0)	35 (39)
	女性 (H23.4.1採用)	107 (103)	85 (81)	13 (12)	10 (8)	2 (2)	42.5 (40.5)	1 (2)
	男性/武道指導 (柔道)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (1)	2 (1)	1.5 (2.0)	2 (1)
	男性/武道指導 (剣道)	1 (3)	1 (3)	1 (3)	1 (3)	1 (1)	1.0 (3.0)	1 (1)
警察官B 試験	男性	576 (550)	511 (495)	138 (125)	129 (119)	40 (40)	12.8 (12.4)	28 (32)
	女性	69 (74)	55 (61)	10 (9)	10 (7)	2 (2)	27.5 (30.5)	2 (2)
合計	2,547 (2,473)	2,152 (2,153)	754 (650)	683 (582)	272 (270)	7.9 (8.0)	235 (236)	

（注）1.（ ）内は、平成21年度の実施状況である。

2. 受験倍率は $\frac{\text{受験者数}}{\text{第2次試験の合格者数}}$ である。

(2) 選 考

競争試験によることが不適當であると認められる職への採用又は昇任は、選考によることができることとされており（地方公務員法第17条第3項ただし書）、採用及び昇任に係る選考の状況は、次のとおりです。

① 採 用 選 考

平成22年度に実施した採用選考の状況は、次のとおりです。

(採用選考の実施状況) [適用根拠規定（人事委員会規則6-15第33条第1項各号）別状況]

規 定		部 局	知 事		教 育	警 察	各 種	計
		部 局	部 局	病院局	委員会	本 部	委員会	
第1号	役付の職		人 16	人 8	人 2	人	人	人 26
第2号	警察官の階級巡查部長以上の職					1		1
第3号	人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該試験又は選考に係る職と同等以下と人事委員会が認めるもの							
第4号	人事委員会を置く他の地方公共団体、国又は公共企業体に現に正式に任用されている者又はかつて正式に任用されていた者をもって補充しようとする職で、その者が現に任用されている職又はかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認めるもの		(7) 2			2		(7) 4
第5号	かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認めるもの		1			21		22
第6号	試験を行っても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について順位の判定が困難であると人事委員会が認める職		18	77	3	2		100
第7号	前各号に規定するもののほか、試験によることが不適當であると人事委員会が認める職		(40)					(40)
	計		(47) 37	85	5	26		(47) 153

- (注) 1. 発令日が22. 4. 1~23. 3.31の採用者である。
2. () 内は、無給併任職員で外数である。

② 昇任選考

平成22年度に本委員会で実施した昇任選考の状況は、次のとおりです。

(昇任選考の実施状況)

昇任した職 又は階級	知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	各種委員会等	合計
部長級へ	11	1	3	2	2	19
次長級へ	36	3	3	1	1	44
警視へ	—	—	—	17	—	17
合計	47	4	6	20	3	80

(注) 1. 発令日が22. 4. 1～23. 3. 31の昇任者である。

2. 総括課長級以下の職及び警部以下の階級への昇任については、選考の権限を任命権者に委任している。

3. 各種委員会等には、議会、選挙管理委員会、監査委員、労働委員会、人事委員会及び海区漁業調整委員会の各事務局に係る人員を記載した。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、平成22年10月6日、議会及び知事に対して、県職員の給与等について報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

平成22年10月6日

平成22年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

<本年の給与勧告のポイント>

- ① 給料月額引下げ（中高年齢職員（医療職給料表(一)適用者を除く）を対象）
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）の引下げ（0.15月分）
- ③ 交通機関等利用者に対する通勤手当の見直し

1 給与勧告の意義と役割

給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられ、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な処遇を確保することを目的とし、人材確保や労使関係の安定を通じて能率的な行政運営の維持に寄与。

2 給与勧告の基本的考え方

給与勧告に当たっては、地方公務員法に定める給与決定の原則により、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮し、総合的に判断。

3 職員給与と民間給与の比較

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内303民間事業所のうちから無作為抽出した117事業所を实地調査（完了率95.7%）。

(1) 月例給

特例条例による給与の減額前では、職員給与が民間給与を385円（0.10%）上回り、減額後では、職員給与が民間給与を1,462円（0.38%）下回っている。

※ 県職員と県内民間従業員の平成22年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴の同じ者同士を比較

(2) 特別給（ボーナス）

職員の年間支給月数（4.10月分）が民間での昨年冬と本年夏の1年間における支給実績（支給割合3.93月分）を0.17月分上回っている。

4 本年の給与の改定

(1) 給料表

中高年齢層が受ける給料月額に限定して引下げ（医療職給料表(一)適用者を除く。）
（平均▲0.1%）

(2) 期末手当・勤勉手当

年間支給月数を引下げ（一般の職員の場合 4.1月分 → 3.95月分（▲0.15月分））。

(一般の職員の場合の支給月数)

		6 月 期	12 月 期
22年度	期末手当	1.25 月 (支給済み)	1.35 月 (現行1.45月)
	勤勉手当	0.7 月 (支給済み)	0.65 月 (現行0.7 月)
23年度 以降	期末手当	1.225 月	1.375 月
	勤勉手当	0.675 月	0.675 月

(3) 実施時期等

この改定を実施するための条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から実施し、12月期の期末手当において所要の調整。

【参考】

職員一人当たりの改定後の給与額等（特例条例による減額前の額）

[行政職：平均年齢 43.4歳 経験年数 22.4年]

平均給与月額 382,117 円 (▲391円 ▲0.10%)

平均給与額(年間) 6,122 千円 (▲65千円 ▲1.06%)

※1 平均給与月額は、給料月額に扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当(基礎額)、初任給調整手当、特勤勤務手当等、へき地勤務手当等、寒冷地手当を加えたものである。

2 平均給与額(年間)は、平均給与月額に期末手当及び勤勉手当を加えたものである。

5 通勤手当

東北新幹線全線開業及び青い森鉄道線延伸に伴う自己負担額の発生などに対応するため、交通機関等利用者に対する通勤手当の上限額等について見直しが必要。

6 時間外勤務手当

月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることについて、本県の民間事業所の状況や地方公務員法に定める給与決定の原則を踏まえると、他の都道府県の状況等も考慮の上、所要の措置を講ずることについて検討することが必要。

7 勤務実績の給与への反映

昇給、勤勉手当等における勤務実績の反映については、引き続き職員の能力・業績の給与への適正な反映に向けた取組を着実に進めていくことが重要。

8 高齢層等職員の給与

今後、人事院が示す50歳台職員の給与のあり方についての検討結果や定年延長に向けた制度見直しに係る意見の申出内容、本県の昇任管理と給与水準との関連など人事・給与管理制度のあり方の検討、他の都道府県の動向等を踏まえながら、50歳台後半層を含む50歳台職員の給与のあり方について検討することが必要。

9 高齢期の雇用問題

人事院は、定年を段階的に65歳まで延長することが適当であるとし、本年中を目途に具体的な立法措置のための意見の申出を行うこととしているが、高齢期の雇用問題は、本県職員にも関わる問題であることから、その意見内容や今後の国の動向等について注視し、定年延長に向けた課題の整理及び検討を進めていくことが必要。

10 時間外勤務の縮減

職員の健康・福祉の維持増進及び公務能率向上の観点から、時間外勤務の縮減及び年次休暇

の計画的・連続的な使用について継続的な取組が必要。

11 メンタルヘルス対策

近年、心の疾病に起因する休職者が増加する傾向にあり、職員の心の健康保持が重要な課題となっていることから、今後ともメンタルヘルス対策の充実に向けた一層の取組が必要。

3 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

平成22年度においては、新たな措置要求が1件あり、平成22年度末における係属事案は1件となっています。

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成22年度においては、新たな不服申立てが1件あり、前年度から繰り越した2件と合わせた3件のうち、2件について判定（処分承認2件）を行った結果、平成22年度末における係属事案は1件となっています。